

○長崎市庁舎内掲示基準

(趣旨)

第1条 この基準は、庁舎内における長崎市役所庁内取締規則(昭和36年長崎市規則第33号)13条第1項第2号に規定する掲示に係る許可等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎 長崎市役所庁内取締規則第2条に規定する庁舎をいう。
- (2) 掲示物 長崎市役所庁内取締規則第13条第1項第2号に規定するはり紙、印刷物、旗、懸垂幕、看板、立て札等をいう。
- (3) 掲示 前号に規定する掲示物を掲示することをいう。

(掲示の許可)

第3条 庁内取締責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、庁舎内における掲示を許可するものとする。

- (1) 市の事務事業を広報するために市の機関が掲示するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体の事務事業を広報するために掲示する場合において、本市の機関が推奨するとき。
- (3) 市の事務事業に密接に関係する事業又は本市、国若しくは他の地方公共団体の後援のある事業を広報するために掲示するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、庁内取締責任者が特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する掲示物は、同項に規定する許可をしない。

- (1) 著しく美観を傷つけるもの。
- (2) 営利を目的とする興業等の宣伝を行うもの。
- (3) 政治的色彩の濃厚なもの。
- (4) 特定の宗教、教派、宗派、教団を支持し、又は支援するおそれのあるもの。
- (5) 公益を害するおそれがあるもの。
- (6) 来庁者等の通行の支障になるもの。
- (7) その他適当と認め難いもの。

(掲示等の場所)

第4条 前条第1項の規定により許可を受けた次の各号に掲げる掲示物の掲示は、それぞれ当該各号に掲げる場所においてするものとする。

- (1) ポスター、はり紙その他これに類するもの 備付けの掲示板(本館玄関前掲示板を除く。)。ただし、庁内取締責任者がやむを得ないと判断した場合は、その指定した場所
- (2) 看板、横断幕、旗、のぼりその他これに類するもの そのつど庁内取締責任者が指定した場所

(掲示の期間)

第5条 掲示の期間は、庁内取締責任者が特に必要があると認めた場合のほかは、2週間以内においてそのつど定める。ただし、市において必要が生じた場合は、その期間を短縮することができる。

(掲示の方法)

第6条 第4条第1号に規定する掲示物に係る掲示板の利用は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 掲示物の大きさは、原則A2版(日本工業規格A列2番をいう。)以下とすること。
- (2) 同一掲示物の掲示枚数は、掲示板1か所について1枚とし、掲示板面の空いているスペースに画びようでとめる等容易に除却できる方法で掲示すること。
- (3) 既に許可を受け掲示されている他の掲示物を撤去しての掲示、当該他の掲示物に重ねての掲示又は掲示板からはみ出しての掲示をしないこと。

2 庁内取締責任者から掲示板以外の場所において掲示物を掲示する旨を指示されたときは、美観を損なわないよう整然とその掲示をしなければならない。

(掲示物等の撤去)

第7条 掲示した者は、掲示の許可を受けた期間が経過したときは、掲示物を速やかに撤去しなければならない。

(室内の掲示物)

第8条 室内及び窓口カウンターの掲示物については、室内取締責任者において、美観を損なわないよう前各条に準じた掲示に努め、掲示物を適切に管理しなければならない。

附 則

この基準は、平成23年7月12日から施行する。